

掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例における緑地に  
関する指導要領

(目的)

第1条 この要領は、掛川市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（平成27年掛川市条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）に定める緑地（以下「緑地」という。）の整備に関し、その基準を定め、質の高い緑地の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法の例による。

(適用)

第3条 この要領の規定は、市内において、法第6条に該当する工場（以下「当該特定工場」という。）の緑地を対象とする。

(整備基準)

第4条 当該特定工場において緑地を整備するとき、条例により最低限設置することが必要な緑地及び環境施設について、以下の項目を整備することにより、周辺の住民の生活環境やその区域に及ぼす影響を考慮し、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 住居が存在する工場用地境界に重点をおくこと。
- (2) 植物により概ね地表面を覆うこと。
- (3) 敷地外側からの景観に配慮すること。

(対象区域)

第5条 この要領における対象区域は、条例第3条に定める区域とする。

(緑地の維持管理)

第6条 当該特定工場においては、この要領の規定により整備した質の高い緑地について、適切な緑地の維持管理に努めなければならない。

(指導)

第7条 当該特定工場の緑地の維持管理が適切に行われるよう、市は当該特定工場に対し、必要な指導を行うことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めのないものについては別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。